

令和3年

第4回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

## 令和3年第4回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和3年3月4日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後3時

4 閉 会 午後3時40分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

大塚和歌子

伊勢 昌弘

吉村 昌之

6 説明のための出席者

教育次長 小西 弘紀

総務課長 片村 有希

高校教育課長 伊藤 雅和

文化財保護室長 武藤 祐浩

教育次長 石川 政昭

教職員給与課長 真田 郁朗

特別支援教育課長 新井 敏彦

7 会議に付した事項

議案第4号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第5号 秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について

議案第6号 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第7号 秋田県指定文化財の指定等について

8 可決した事項

議案第4号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第5号 秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について

議案第6号 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第7号 秋田県指定文化財の指定等について

9 報告事項

・ 令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場等について

## 10 会議の要旨

### 【安田教育長】

それでは、ただいまから、令和3年第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は、1番岩佐委員と2番伊藤委員にお願いします。

はじめに、議案第4号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案」について、教職員給与課長から説明をお願いします。

### 【教職員給与課長】

議案第4号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・一般職の国家公務員の取扱いに鑑み、所要の規定の整備を行うものである。
- ・職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に職場復帰した場合については、通勤手当を返納させないこと等とする。
- ・施行は、令和3年4月1日である。

### 【安田教育長】

議案第4号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

### 【吉村委員】

派遣等の中には停職も含まれるということで、条文には「法第29条の規定により停職にされた場合」とありますが、法第29条の規定とはどのような規定ですか。

### 【教職員給与課長】

懲戒処分による停職です。

### 【吉村委員】

停職でも支給されるのですね。

### 【教職員給与課長】

はい。

### 【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第4号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第4号を原案どおり可決します。

次に、議案第5号「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」について、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第5号「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」説明概要

- ・教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものである。
- ・施行は、令和3年4月1日である。

【安田教育長】

議案第5号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

資料3ページの2内容の(2)の通常予見することのできない業務とは、具体的にどのような自体を想定していますか。

【高校教育課長】

様々なものがあるかと思います。例えば、学校の災害やいじめの重大事態など、緊急的に業務をする必要が生じた場合を想定しております。

【岩佐委員】

「一時的又は突発的に」という文言に対して、100時間6箇月というのは、それはすでに一時的とは言えないのではないのでしょうか。

【高校教育課長】

おっしゃるとおりです。長時間続くということではございません。ただ、そういったことが生じた時に、前の月と連続して月平均が80時間を超えることがないようにということです。

【大塚委員】

先生方は遅くなってもプラスアルファで4%しか支給されないと聞いております。全然違う話なのかもしれませんが、4%支給されている分、ちょっと労働時間が多くなっていることもあると思います。こういうことから考えると、4%でどれぐらいまかなえているのでしょうか。

**【安田教育長】**

教職員調整額について説明してください。

**【高校教育課長】**

教職手当は確かに付いております。ただ、勤務時間外の時間に応じて支給されるわけではございません。生徒を相手に仕事をしているので、時間外の勤務は当然生ずることを前提として支給されています。

**【大塚委員】**

1箇月について45時間以内ということで、もし1箇月で20日間働けば、大体1日2.5時間くらいはオーバーしてもいいな、19時ぐらいに帰っていればいいのかなどという認識で、4%もらっているということもあると思います。それで三分の一はくるという認識でしょうか。先生方はこんなに働いても4%しかもらえない、私達は一分一秒を意識してビジネスとして細かくやっているのに、先生によっては、自分はこんなにやっているから4%では全然足りないと思う先生がいる一方で、部活動を持っていないから早く帰ろうという先生もいるかも知れず、不公平感はないのでしょうか。定時ぴったりに帰る先生は、なかなかいないのではないのでしょうか。

**【高校教育課長】**

おっしゃるとおり、職員によって担当している業務が異なりますので、学校では平準化を図っていこうと取り組んでおります。部活動につきましてもできる限り複数顧問制にして業務を分担したり、あるいは共同でできるようにしたりしています。不公平感は全くないかと言われると、そのようなことはなく、多少はあると思いますが、それを解消していくためにも、ある程度時間管理をしていただきながら、帰れる時は早く帰るように進めていくことが重要だと考えております。

**【大塚委員】**

規則で何時間未満と定めるのは、今回が初めてですか。

**【高校教育課長】**

規則で定めるのは初です。

**【大塚委員】**

規則に記載されている時間は、これまで色々なことに取り組んできて、出てきた統計を踏まえた上で設定したということでしょうか。

**【高校教育課長】**

はい。部活動に関しても、活動時間のガイドラインを示しています。それと併せて働き方改革ということで、進めていきたいと思っております。

**【大塚委員】**

指針があることによって、今後変わることもあるかもしれませんが、一つ進歩ではないでしょうか。

**【安田教育長】**

学校でも数字があればそれを目標に頑張っていくことができますし、忙しい月があっても忙しい時には早く帰ろうと呼びかけることができます。

**【伊藤委員】**

生徒指導関連が一番多いと思いますが、いじめや保護者対応などで夜遅くまで面談している先生もたくさんいますし、校外指導で早朝から活動している生徒指導の先生方の負担が大きいといつも思っています。大規模校では生徒指導の先生と学年単位の生徒指導の先生がいますが、小規模校だとそうはいかず、ほとんど生徒指導の先生が負担している状態だと思います。今回、1年で720時間、平均すると1箇月60時間で、上限を作って生徒指導の先生などが調整できることは非常に良いと思います。ただし、この上限を超えた場合、具体的にどうやって代替りの人を配置するのでしょうか。

**【高校教育課長】**

大変難しい問題だと思っています。上限は定めておりますが、実際の定数として、代替りの人員配置は難しいところがあります。今回の教育委員会規則で業務の精選を図っていきたいと考えております。管理職でもそういった教員がいた場合、業務軽減できるよう配慮していきます。当たり前のことですが、これまでチェックできていなかったということで、意識して時間を守るように努力していきましょうということです。

**【伊藤委員】**

他の業務であれば、意外と仕事をシンプルにすることで対応できますが、生徒指導絡みであれば真っ先に被害を被るのは子どもたちです。子どもたちへのケアが足りなくなるということなので、非常に難しいと思います。そういった時に他の先生がバックアップできる体制を日頃から呼びかけておいていただければ良いのかなと個人的に思います。

**【高校教育課長】**

おっしゃるとおりです。確かに校務分掌上、主担当というものがありますので、その人はどうしても業務が多くなりますが、組織的な業務に当たっては、その人がずっとかかりきりでいなくても、ある時には外れていただいて他の人が対応に当たることも我々職員スキルアップのためにも重要だと考え、学校に呼びかけております。

**【安田教育長】**

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案」について、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第6号「秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・特別支援学校学習指導要領の改訂による各教科等の名称変更及び行政運営の効率化を推進するための押印方式の見直しに伴い、所要の規定の整理を行うものである。
- ・改正内容としては、一つ目に教育課程等年間計画書及び教育課程実施報告書の各教科等の名称を改めることとする。
- ・二つ目に、各様式から学校の押印を削ることとする。
- ・施行は、令和3年4月1日である。

【安田教育長】

議案第6号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

特別支援教育の規則の改正ということですが、他の義務教育とか高校教育はすでにこういった措置は行われているのでしょうか。

【特別支援教育課長】

高等部ということで、同じように高等学校もこのような移行の機会に入っていますが、高等学校は4年制の学校もありますので、来年度改正すると伺っております。

【伊藤委員】

特別支援教育だけではなくて、義務教育も高校教育も今回の改正のような措置を行っているのでしょうか。

【安田教育長】

押印の件でしょうか。

【伊藤委員】

はい。

【総務課長】

押印の廃止については、まとめて改正をお諮りしようと考えております。今回の規則については、それ以外の部分もありましたし、早めに整いましたので、押印の部分も一緒に今回の会議に諮った次第です。

【伊藤委員】

それでは、他の分は後からということでしょうか。

【総務課長】

はい。3月15日の臨時教育委員会会議に諮る予定です。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第6号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第6号を原案どおり可決します。

次に、議案第7号「秋田県指定文化財の指定等について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第7号「秋田県指定文化財の指定等について」説明概要

- ・第94回秋田県文化財保護審議会において、「五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）」、「秋田城跡出土非鉄製小札甲」、「一ノ目瀉の年縞堆積物標本」の計3件を秋田県指定文化財に指定すること、また、「鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写及び下絵」について追

加指定することが適当であることの答申があった。この指定等について、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。

- ・議決後は県公報で告示するが、指定の月日は公報の告示日となる。

**【安田教育長】**

議案第7号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【岩佐委員】**

質疑ではありませんが、法隆寺の金堂壁画と私のご先祖様が密接な関係にありまして、私の祖父の作品が国指定の重要文化財に指定されています。壁画が焼失する前に祖父が文部省の依頼を受けて、大きなガラス板に法隆寺の写真を撮影しました。文部省からはモノクロの写真を依頼されましたが、祖父は自費でカラー撮影して残したそうです。その後に焼失してしまったわけですが、復元作業するに当たって、祖父が撮影した写真を和紙に転写して、それを見ながら色をつけたガラス板が何百枚もあり、それらは今は法隆寺にあります。3年ぐらい前に国指定の重要文化財に指定されました。私も10年前まで知りませんでした。

**【伊藤委員】**

よく分からなかったのですが、鈴木空如の模写と下絵が大仙市に寄贈されて、その大仙市所有の作品を新たに県で指定するということですか。そうすると、所有者は大仙市のままとということでしょうか。

**【文化財保護室長】**

所有者はそのまま大仙市となります。大仙市で市の指定とされていましたが、今度は県で指定させていただくということです。

**【伊藤委員】**

それでは、市の指定と県の指定の両方あるということですか。

**【文化財保護室長】**

通常、重複指定ということはないので、県で指定した段階で大仙市は市の指定を解除することになります。

**【伊藤委員】**

所有も管理も大仙市ということですか。

**【文化財保護室長】**

所在地の太田文化プラザがよく整備されていますので、そのまま活用していただくということになります。作品自体が県の指定になるということです。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第7号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第7号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場等について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場等について」  
説明概要

- ・ 第一次選考試験、第二次選考試験ともに、昨年と同様の時期での実施である。第一次選考試験では、東北6県の共通開催日が7月17日に設定されており、本県もそれに合わせている。
- ・ 会場は、秋田西高校を追加した。
- ・ 変更点としては、一つ目に、昨年実施を見送った論文試験について、新たな試験会場を確保して実施する。
- ・ 二つ目に、日本赤十字秋田看護大学を新たに大学推薦特別選考の指定大学に加える。
- ・ 三つ目に、特別支援学校教諭普通免許状の所有者や取得見込者に対し、加点優遇措置を行う。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

日本赤十字秋田看護大学では、教職の課程ができたということでしょうか。それともどこかに抱き合わせで単位を取得できるということでしょうか。

【高校教育課長】

大学の中で養護教諭の免許を取得できるようなカリキュラムになったということです。

**【伊藤委員】**

つまり、教職課程のようなものができたということですね。すばらしいです。

**【安田教育長】**

予定された条件は以上ですが、他にございませんか。

特に（他に）なければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。